

# 稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和8年1月）

## 1 労働災害発生状況～令和7年の労働災害件数(速報値)は、前年(確定値)よりも減少～

令和7年12月に確認した労働災害件数は15件でした(うち、休業1か月以上は8件)。令和7年の労働災害は12月末現在で98件(前年比-2件)、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと97件(前年比+10件)となっています。速報値ですが、令和7年の労働災害件数は前年(確定値)と比べて減少しています。

降雪の時期に入り、今後、転倒災害、除雪作業中の災害等の増加が予想されます。当署管内においては広域で移動することが多く、風も強いため、視界不良やスリップによる交通事故にも注意が必要です。

注意喚起のため、北海道労働局では「北海道冬季ゼロ災運動」を展開中です。具体的な取組は下記をご参照ください。

## 2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※抜粋

### 【製造業】

・工場内のスクリューコンベヤーの清掃作業のため、運転中のスクリューコンベヤーに清掃用のブラシを当てたところ、右手が機械に挟まり、右手を骨折したもの。(60代男性、休業1か月)

### 【建設業】

・工事現場から社用車で帰社していた際、直進中に、進行方向左側の一時停止から飛び出した車両と接触、右足を骨折したもの。(20代男性、休業6か月)

### 【通信業】

・配送先の敷地内で、配達後、配達車両に戻るときに、凍結路面で滑り転倒、右腕を骨折したもの。(50代女性、休業2か月)

### 【教育研究業】

・掘削した箇所の法面の下部にある埋設物の発掘作業中、突然法面が崩壊し、1名の脚が土砂に埋もれて右脚を骨折する等、合計3名が負傷したもの。(40代女性、休業3か月 40代女性、休業3週間 20代女性、休業3週間)

## ○【全業種】「北海道冬季ゼロ災運動」を展開中です。(令和7年12月1日～令和8年3月31日)

冬季の北海道では、路面凍結による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落と重機との接触、屋内での内燃式発電機の使用による一酸化中毒等の冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取組を行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すもので、本件取組について特段のご理解とご協力をお願いします。

同運動の詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

## ○2月1日から「第2回 化学物質管理強調月間」を展開します。(令和8年2月1日～2月28日)

化学物質の自律的管理を主目的とする法令改正が、令和6年4月1日に全面施行されました。厚生労働省では、化学物質の自律的管理の周知、定着を図り、飲食業・宿泊業を例に、すぐ実践できる具体的な行動様式を共有するため、「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和8年2月1日から2月28日までを「化学物質管理強調月間」として

### 「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

をスローガンとした全国一斉の活動を行います。

同活動の詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

## 先月の労働者死傷病報告(休業4日以上)の受付状況

製造業	2 件
建設業	5 件
道路貨物運送業	件
林業	件
その他の事業	8 件 (バス業1、漁業2、通信業1、教育研究業3、その他の事業1)
計	15 件



第2回化学物質管理強調月間

北海道冬季ゼロ災運動

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例です。

## ひとくちコラム 労働者死傷病報告の提出(4/4) 勤務時間外の負傷でも必要?

勤務時間外に会社敷地内で労働者が亡くなっていたり、持病がある労働者が勤務中に急に倒れたりすることがあります。労働安全衛生法では、労働者死傷病報告の提出は「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷等により死亡、又は休業したとき」とされ、勤務中や会社内の災害であって休業1日以上であれば、労働災害か否かを問わず報告が必要です。なお、災害統計は、労災認定された災害以外は計上されません。